

諮問番号：平成29年諮問第6号

答申番号：平成29年答申第6号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府自動車税管理事務所長（知事の権限の受任者。以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく平成28年度分の自動車税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、自動車税の障害者減免を受けられなかったことを不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成27年9月4日、審査請求人の夫が身体障害者4級の認定を受け、身体障害者手帳が交付された。
- 2 平成28年4月14日、審査請求人が所有する自動車（以下「本件自動車」という。）の名義が審査請求人から審査請求人の夫に変更された。
- 3 処分庁は、法第145条第1項及び条例第62条第1項の規定により、自動車税の賦課期日（平成28年4月1日）における本件自動車の所有者である審査請求人に対し、平成28年5月1日付けで、本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成28年7月21日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成27年度中に身体障害者4級の認定を受けた審査請求人の夫に本件自動車の名義を変更したならば平成28年度においては自動車税の障害者減免が適用されるはずであったところ、その手続について間違っただけの指示を受け、又は明確な説明がなかったことが原因で減免の適用を受けられなかったことから、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人からの相談に限らず、自動車の所有者の要件に関する相談は通常、記録に残しておらず、その有無については確認できないが、障害者減免の相談に際し、自動車が障害者本人の名義でないことにより当該年度の障害者減免の対象外となったために翌年度以降の障害者減免の申請について説明をする場合には、①当該年度中に障害者本人に名義変更をすること、②翌年度の4月1日から5月31日（納期限）までに障害者減免の申請をすることの2点を必ず合わせて説明しているところであり、当該年度中に障害者本人への名義変更がなされなかったことにより審査請求人に対して行った本件処分は、適法である旨を主張している。

第5 法令の規定等について

自動車税に関する法令の関係規定については、次のとおりである。

- 1 法第145条第1項及び条例第62条第1項は、自動車税は、自動車の所有者に課するとしている。
- 2 法第148条及び条例第65条は、自動車税の賦課期日を4月1日としている。
- 3 法第149条の規定を受けて、条例第66条第1項は、自動車税の納期を5月1日から同月31日までとしている。
- 4 法第162条は、道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において、自動車税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、自動車税を減免することができるとしている。
- 5 法第162条の規定を受けて、条例第63条の3第2項第1号は、下肢等障害者が所有する自動車（下肢等障害者が18歳未満である場合又は所有することが困難であると認められる場合にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するものに係る自動車税の納税者に対しては、当該納税者の申請に基づき、減免をすることができるとしている。
- 6 5の「下肢等障害者が所有することが困難であると認められる場合」とは、「自動車税の課税事務の取扱いについて」（昭和44年3月15日付け4税第56号総務部長通達）の第6の2の(4)において、次に掲げる場合とされている。
 - (1) 下肢等障害者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の生徒又は学生
 - (2) 下肢等障害者が法第34条第1項第6号に規定する身体あるいは精神に重度の障害があるもの
- 7 条例第4条第2項第2号及び京都府府税規則（昭和30年京都府規則第31号）第3条第4項第1号の規定により、知事は、自動車税の賦課徴収及び減免に関する権限を処分庁に委任している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件に係る前提事実

(ア) 審査請求人の夫が身体障害者4級の認定を受けていること及び平成28年4月14日付けで本件自動車の名義を審査請求人から審査請求人の夫に変更していることは、審査請求人から提出された書類や当事者間に争いがないことから認めることができる。

(イ) 処分庁が、平成27年10月頃に翌年度以降の障害者減免の申請について審査請求人に対して行ったとされる説明については、その有無を含め、確認できる資料等はない。

イ 本件処分に係る判断

(ア) 法第162条の規定を受けて、条例第63条の3第2項は、下肢等障害者に対する障害者減免について規定しているが、同項の「自動車税を減免することができる」との文言からすれば、自動車税を減免するか否かについては、知事及びその委任を受けた処分庁の合理的な裁量に委ねる趣旨であると解するのが相当である。

(イ) 障害者減免を受けるためには、その対象となる自動車は、第5の5及び6のとおり、下肢等障害者が所有する自動車又は下肢等障害者が18歳未満である場合若しくは所有することが困難であると認められる場合にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車であることが必要である。

(ウ) 平成28年度分の自動車税の賦課期日（平成28年4月1日）の本件自動車の所有者は審査請求人であり、また、審査請求人の夫も所有することが困難であると認められる場合には該当しないことが明らかであることから、平成28年度の障害者減免の対象にはならず、よって、処分庁が行った本件処分に誤りは認められない。

(エ) これについて、審査請求人は、本件処分は処分庁が誤った指示をしたために生じたと主張するが、その真偽を確認できる資料等はなく、また、仮に、審査請求人が主張するとおりの事実があつたとしても、法等に基づき適正に行われた本件処分において、課税の適法性の要請に優先してまでも減免を認めなければならないような特別の事情があるとは認めることはできない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

ア 本件に係る前提事実

(ア) 審査請求人の夫が身体障害者4級の認定を受けていること及び平成28年4月14日付けで本件自動車の名義を審査請求人から審査請求人の夫に変更しているという事実は、審査請求人から提出された書類や当事者間に争いがないことから認めることができる。

(イ) 審査請求人が平成27年10月頃に翌年度以降の障害者減免申請について受けたとする説明については、その有無を含め、確認できる資料等はない。

イ 本件処分に係る判断

(ア) 障害者減免を受けるためには、その対象となる自動車は、第5の5及び6のとおり、下肢等障害者が所有する自動車又は下肢等障害者が18歳未満である場合若しくは所有することが困難であると認められる場合にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車であることが必要である。

(イ) 平成28年度分の自動車税の賦課期日（平成28年4月1日）の本件自動車の所有者は審査請求人であり、また、審査請求人の夫も身体障害者4級の認定を受けていることから、所有することが困難であると認められる場合には該当しないことが明らかであることから、平成28年度の障害者減免の対象にはならず、よって、処分庁が行った本件処分に誤りは認められない。

(ウ) 審査請求人は、本件処分は誤った指示により生じたと主張するが、その真偽を確認できる資料等はなく、また、仮に、審査請求人が主張するとおりの事実があつたとしても、法等に基づき適正に行われた本件処分において、課税の適法性の要請に優先してまでも減免を認めなければならないような特別の事情があるとは認めることはできない。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年9月19日	審査庁が審査会に諮問
〃 10月3日	第1回調査審議（第2部会）
〃 10月10日	審査関係人による書面提出期限（書面の提出なし）
〃 11月2日	第2回調査審議（第2部会）
〃 11月6日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 平成28年度分の自動車税について障害者減免を受けるためには、賦課期日である平成28年4月1日を迎えるまでに障害者減免の適用対象たる審査請求人の夫に本件自動車の名義を変更しておく必要があつたところ、審査請求人が名義変更を行ったのは平成28年4月14日であり、平成28年4月1日時点では本件自動車の名義は依然として審査請求人であつたことから、審査請求人に対して本件処分がなされたものであり、適法な処分であると認められる。

- 2 その上で、審査請求人が平成28年4月1日以降に本件自動車の名義変更を行ったのは、減免に係る手続について間違っただけの指示を受け、又は明確な説明がなかったことが原因である旨の主張を審査請求人がしていることから、以下検討する。
- 3 この点、最高裁判例（最高裁昭和60（行ツ）第125号・昭和62年10月30日第三小法廷判決・集民152号93ページ）において、「租税法規に適合する課税処分について、法の一般原理である信義則の法理の適用により、右課税処分を違法なものとして取り消すことができる場合があるとしても、法律による行政の原理なれなく租税法律主義の原則が貫かれるべき租税法律関係においては、右法理の適用については慎重でなければならず、租税法規の適用における納税者間の平等、公平という要請を犠牲にしてもなお当該課税処分に係る課税を免れしめて納税者の信頼を保護しなければ正義に反するといえるような特別の事情が存する場合に、初めて右法理の適用の是非を考えるべきものである。そして、右特別の事情が存するかどうかの判断に当たっては、少なくとも、税務官庁が納税者に対し信頼の対象となる公的見解を表示したことにより、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したところ、のちに右表示に反する課税処分が行われ、そのために納税者が経済的不利益を受けることになったものであるかどうか、また、納税者が税務官庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないかどうかという点の考慮は不可欠のものであるといわなければならない。」とされている。
- 4 これを本件についてみるに、審査請求人の主張において、減免に係る相談の相手方たる機関について、平成28年7月21日付け審査請求書では「○府税事務所」、平成28年9月16日の審査庁による電話確認での陳述では「陸運局」、平成28年11月22日及び平成29年1月18日付け反論書では「自動車税管理事務所」と変遷していることがそもそも不自然である上、処分庁において自動車の所有者の要件に関する相談は通常、記録に残しておらず、審査請求人の相談に係る記録もないことから、府の職員が審査請求人に対し信頼の対象となる公的見解を表示したとは認められない。
- なお、審査請求人は、減免に係る手続の相談に際し、自動車の名義変更手続について平成27年度中に行わなければならないとの説明は受けていないなどと主張しているが、この相談の日時については平成27年10月頃としているところ、そうであればその相談後速やかに手続を行えば減免を得られた可能性が高いのであるから、仮に審査請求人の言うように当該相談の対応者が名義変更手続を平成27年度中に行うべきことを説明していなかったとしても不当とはいえない。
- 5 結論
- 以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理